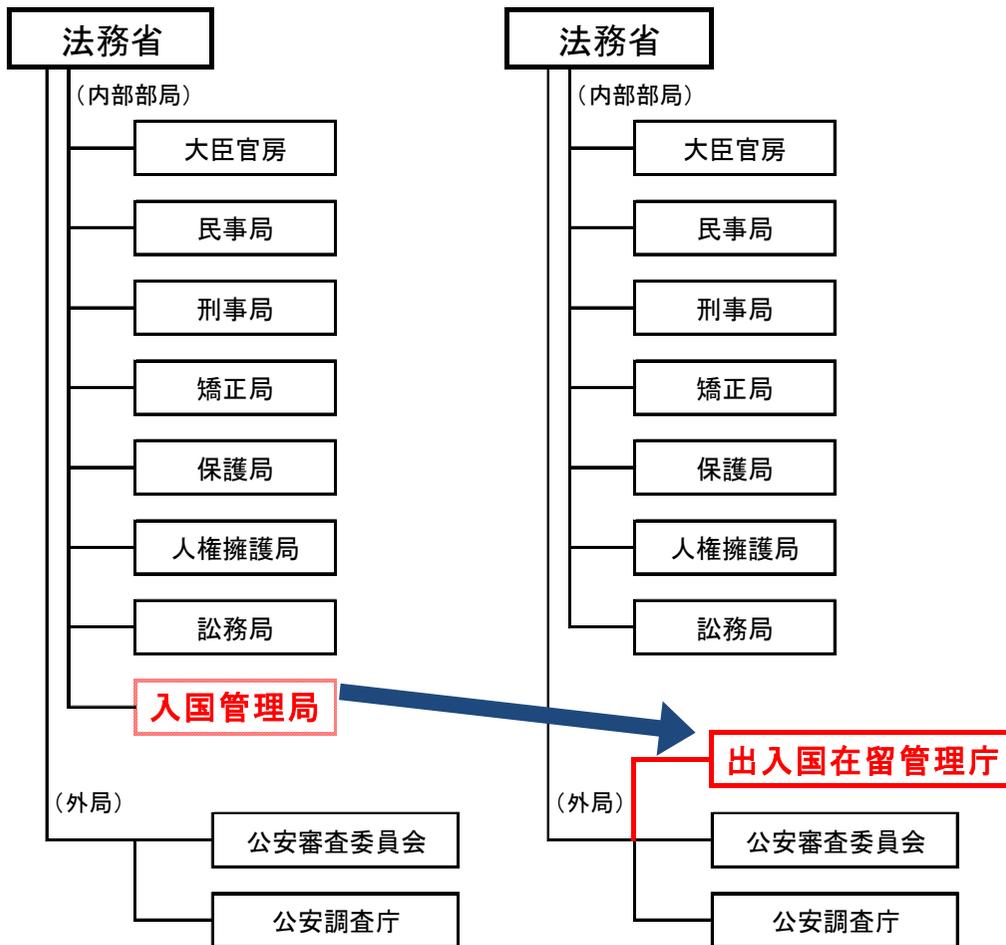




出入国在留管理庁の新設



【地方出入国在留管理官署】

○ 地方支分部局の名称が「地方入国管理局」から「地方出入国在留管理局」に変更。

【定員】

○ 2019年度 5,432人
 出入国在留管理庁(本庁) 211人
 地方出入国在留管理官署 5,221人

出入国在留管理庁の任務

○ 2018年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、法務省設置法が改正され、出入国在留管理庁が設置された。

○ 出入国在留管理庁の任務

- (1) 出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること
- (2) 上記(1)に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること※

※【具体的な任務】

2018年7月24日付け閣議決定「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」において、法務省は、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされた。

出入国在留管理庁の定員の推移

年度	入国審査官	入国警備官	法務事務官・技官	合計(人)
2015	2,471	1,459	272	4,202
2016	2,680	1,456	274	4,410
2017	2,882	1,450	282	4,614
2018	3,142	1,444	299	4,885
2019	3,547	1,505	380	5,432



特定技能外国人の受入れ手続の流れ

海外から来日する外国人

日本国内に在留している外国人(中長期在留者)

A: 技能実習2号を良好に修了した外国人

B: 新規入国予定の外国人

C: 技能実習2号を良好に修了した外国人

D: 留学生など

試験(技能・日本語)は免除

国外試験(技能・日本語)に合格

試験(技能・日本語)は免除

試験(技能・日本語)に合格

[受入れ機関と雇用契約の締結]

在留資格認定証明書交付

地方出入国在留管理局

在留資格変更許可

受入れ機関での就労開始(1号特定技能外国人については、受入れ機関又は登録支援機関による支援を実施)

特定技能外国人の申請状況等(6月28日時点)

① 登録支援機関登録	申請	2,517件
	登録	1,004件
② 在留資格認定証明書交付	申請	214件
	交付	12件
③ 在留資格変更許可	申請	106件
	許可	8件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可	338件
	(未交付含む)	

※ 申請数については速報値

【今後の方針等】

中小企業を含む多くの方々に制度を活用いただくためには、登録支援機関の登録数を増加させることが必要

引き続き適正かつ迅速な審査・登録に努める

特定技能試験等の実施状況

	実施場所	受験者数・合格者数
介護(技能・日本語)(4月13・14日) (5月25・26・27日)	フィリピン	受験者数: 113人, 合格者数: 94人(技能), 97人(日本語)
		受験者数: 336人, 合格者数: 140人(技能), 121人(日本語)
宿泊(技能)(4月14日)	日本国内	受験者数: 391人, 合格者数: 280人
外食業(技能)(4月25・26日)	日本国内	受験者数: 460人, 合格者数: 347人
国際交流基金日本語基礎テスト (4月13・14日) (5月25・26・27日)	フィリピン	受験者数: 57人, 合格者数: 33人
		受験者数: 110人, 合格者数: 55人

二国間取決めの署名状況

○署名済み

フィリピン(3/19)

カンボジア(3/25)

ネパール(3/25)

ミャンマー(3/28)

モンゴル(4/17)

スリランカ(6/19)

インドネシア(6/25)

ベトナム(7/1文書交換)

総合的対応策の策定

- 2018年12月25日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられた。
- 総合的対応策には、政府全体で126の施策が盛り込まれ、関連予算(2018年度補正予算及び2019年度予算)として合計約211億円が措置された(この他にも地方創生推進交付金等の関連予算がある。)

【主な施策】

- ・地方公共団体による多言語での一元的相談窓口の設置・運営の支援
- ・医療、保健、防災、教育、子育て等の生活情報の多言語での提供
- ・地方創生推進交付金を活用した地方公共団体での共生施策の支援
- ・医療体制の整備、災害情報の提供、住宅の確保、銀行での口座開設、携帯電話の契約等、生活に必要なサービスの改善
- ・日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開

総合的対応策の充実について

- 2019年6月18日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」が取りまとめられた。
- これは、年末の総合的対応策の改訂を目指して、喫緊の課題となっている事項を中心に内容を充実させたもの。

【主な施策】

- ・就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援(地方公共団体とハローワークの連携による中小企業の受入支援等)
- ・外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施するため、**入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO等の関係部門を集約した外国人共生センター(仮称)の設置**
- ・留学生の在籍管理の徹底(在籍管理が不適正な大学等について留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化、私学助成の減額等)
- ・技能実習制度の更なる適正化(報酬支払の口座振込みの義務付け等)
- ・留学生の国内就職の促進等

出入国在留管理庁における主な取組

- 外国人受入環境整備交付金の導入
 - ・在留外国人が生活に必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供や相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む111の地方公共団体を対象。
 - ・一次募集及び二次募集で整備費80団体、運営費93団体から申請受付(重複を除き95団体から申請受付一次募集については、68団体に交付決定)。
- 受入環境調整担当官の配置
 - ・地方公共団体との連携強化などの外国人の受入環境整備を目的として、全国の地方出入国在留管理局・支局に計13名配置。
 - ・外国人の受入環境整備に係る地方公共団体や関係機関からの意見聴取、在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談対応、情報提供、相談担当者に対する研修等を実施。
- 生活・就労ガイドブックの作成
 - ・生活・就労ガイドブックの電子版を作成し、ポータルサイトに掲載(日本語、英語、ベトナム語)
 - ・今後、多言語化や「やさしい日本語」への変換、冊子の作成等を予定。

